

## 八千代市道路位置指定申請事前協議書取扱要領

### (趣旨)

第1 この要領は、八千代市道路位置指定申請事前協議書（八千代市建築基準法施行細則（平成18年八千代市規則第31号）第18条の規定に基づく、道路位置指定申請書を提出するにあたり、その道路位置指定申請書により道路及び宅地となる土地（以下「申請地」という。）が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項第1号に定める規模であることを確認するとともに、当該基準に適合するか否かを確認するための事前協議書（以下「事前協議書」という。）の取扱について定めるものとする。

### (事前協議書の提出)

第2 事前協議書を提出する者（以下「協議者」という。）は、事前協議書（別記第1号様式）1通に案内図（縮尺2,500分の1の八千代市都市図）、計画図（道路及び土地利用計画を示した図 縮尺200分の1）、求積図（縮尺250分の1）、公図、登記事項証明書を添えて左つづりとして提出するものとする。

2 協議者は、事前協議書に記載された土地の所有者とする。ただし、借地人で土地所有者の同意を得たときは、その借地人が協議できるものとする。

3 代理人のあるときは、委任状を添えるものとする。

### (協議書の記入)

第3 申請地の地名地番は、登記事項証明書に表示されている地名地番及び枝番を全部記入すること。

### (計画図の記載)

第4 計画図には、敷地の形態を明確にし、各寸法を明示するものとし、道路にあつては道路中心における延長距離、幅員、すみ切り寸法を明示するものとする。

2 公図の写しには、申請地の位置を朱色の鉛筆で明示し、作成者の氏名を記載すること。

### (審査)

第5 事前協議書の受理後速やかに申請地の接道状況等について現地調査を行う。

2 都市計画法第29条第1項第1号に定める規模であるか否かについて都市計画法に基づく開発許可を所管する担当課に照会する。

3 審査の結果については、事前協議書を受理してから10日以内に道路位置指定申請事前協議回答書（別記第2号様式）により申請者に回答する。ただし、申請書の記載等に訂正等が生じた場合においては、この限りではない。

### (事前協議書の取り下げ)

第6 協議者は、市長が道路位置指定申請事前協議回答書による回答をする前に当該協議書を取り下げようとするときは、別記第3号様式により市長に届け出なければな

らない。

(事前協議書の取りやめ)

第7 協議者は市長が道路位置指定申請事前協議回答書による回答をした後に当該協議書に基づく計画を取りやめるときは、別記第4号様式に道路位置指定申請事前協議回答書を添えて市長に届け出なければならない。

附 則

この取扱要領は、平成7年1月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成19年1月15日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和4年3月28日から施行する。